

京都市上下水道局告示第35号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号及び第3号の規定に基づき代表者及び営業所の変更届出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成23年2月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 届出業者名等

京都府長岡京市井ノ内上印田3番地23

株式会社 岩本設備工業

代表取締役 稲井 敏久

2 変更事項（代表者及び営業所の変更）

岩本 浩美から稲井 敏久に変更

京都市西京区大原野灰方町281番地60から京都府長岡京市井ノ内上印田3番地23に変更

(上下水道局下水道部管理課)